

移民労働者への社会的統合策—西ヨーロッパ諸国の経験（下）

社会保障研究所研究員 下 平 好 博

4. イギリスにおける社会的統合策—その成功と失敗

移民労働者問題は決して新しい問題ではない。Kindleberger (1967) が明らかにしたように、移民労働者は資本主義の発展過程の節目において重要な役割を演じてきた。イギリスについてみても、産業革命の成功をアイルランド系移民労働者の存在を抜きにして語ることはできない（注41）。

だが、イギリスにおいて移民労働者問題がひとつつの「社会問題」として捉えられるようになるのは、第二次大戦後西インド諸島や南アジア諸国から黒人労働者が大挙して押し寄せて以降のことである（以下では、西インド諸島系とアジア系の移民労働者を一括して「黒人労働者」と呼ぶ）。前号で述べたように、1948年の国籍法でこれらの黒人労働者にイギリスの市民権が保障されたため、かれらの問題は「移民問題」というよりはむしろ、イギリス国内の「人種問題」として考えられるようになった。また、1962年の移民法で移民の無制限な入国に規制が加えられると、最初は帰国を前提に働いていたこれらの黒人労働者の間に定住化の傾向が強まり、日本人との間で様々な衝突が引き起こされることとなった（注42）。そこでイギリス政府は、

黒人労働者に対する人種差別を禁止するために1965年に人種関係法を制定し、かれらを対象とした社会的統合策を徐々に開始する。いまこの人種関係法の制定を社会的統合策のスタートとみるならば、イギリスの社会的統合策はすでに20年以上の歴史をもっているといえる。

（1）PSI調査と人種関係法の改正

イギリスの黒人労働者に対する社会的統合策は、次の3つに集約することができる。第一は、人種関係法による立法措置を通じた人種差別禁止政策である。第二は、黒人労働者が密集して生活するインナーシティの居住環境を改善するため始められた都市再開発政策である。そして第三は、かれらの失業問題が深刻になった1970年代後半に開始される雇用機会均等策である。なお、第二、第三の政策を進める根拠法ももとは人種関係法にあった。というのは、「住宅」「雇用」での最初の懸案課題は人種差別を解消することにあったからである。

この人種関係法は1965年に制定されて以来、数次にわたって改正してきた。1968年に「公共の場」での人種差別を禁止していた同法が「住宅」「雇用」の分野にまで拡大され、さらに1976年には、その対象が「直接的な人種差別」ばかりでなく、雇用慣行などで制度化された「間接的な人種差別」にまで広げられている。

そして、これらの改正には、イギリスの民間研究機関である Policies Studies Institute（その前身は、Political and Economic Planning）が行った調査の結果が大きな影響を与えた。過去3回にわたって実施された PSI 調査について、ここで簡単に紹介しておこう。

(a) まず、第一回目の調査は、人種関係法が制定された翌年の1966年から67年にかけて、イングランドの6都市に在住する西インド諸島系、インド・パキスタン系、キプロス系の移民を対象に行われた (Daniel, 1968)。その目的は、移民労働者に対する人種差別の実態を調べることにあった。これによって明らかにされたことは、西インド諸島系およびアジア系の黒人労働者が「公共の場」だけでなく「住宅」「雇用」においても「膚の色」を理由に公然と差別を受けていることであった。この調査結果がひとつきっかけとなって、1968年に人種関係法が改正されている。

(b) 第二回目の調査は、1974年に実施された。調査地域をイングランドとウェールズの黒人密集区域に広げて、西インド諸島系、インド・パキスタン系、さらにアフリカ出身のアジア系という3種の移民労働者を対象に、雇用における人種差別の実態を調べている (Smith, 1977)。この頃になるとさすがに「膚の色」を理由に公然と人種差別を行う使用者の数は減った。だが、雇用慣行を理由に採用や昇進・昇給において黒人労働者を「間接的に」差別する使用者は後を断たなかった。そして、この調査結果も大きな影響を与えて、労働党政権下で1975年に性差別禁止法が制定されたのに引き続き、1976年に人種関係法が再度改正されることになった(注43)。

(c) PSI はさらに、1982年に第三回目の調査を実施している。それはイングランド、ウェー

ルズの全域を対象に行われたはじめての全国調査であった。その目的は人種差別の実態を調べることよりもむしろ、黒人労働者の生活実態を把握することに置かれ、黒人労働者とその家族の「住宅」や「雇用」の実態が子細に調査されている (Brown, 1984)。なお、第三回調査では、いくつかの質問項目について第二回調査との比較ができるようにサンプルが別集計され、両調査結果の比較も行われている。

（2）黒人労働者の人口構造・世帯構造・居住地域の特徴

第一回調査と第二回調査についてはすでにわが国でも詳しく紹介されているので (富岡, 1985, 1988), ここでは第二回調査結果と第三回調査結果を比較しながら、黒人労働者とその家族がイギリス社会の中でどのようにその社会的地位を変化させていったのかを見てみたい。

本題に先立ち、黒人労働者の人口構造・世帯構造・居住地域の特徴を説明しておこう。新英連邦諸国からの黒人労働者の流入は1970年代でほぼ停止した。イギリス人口統計局の調べによれば、第三回調査の対象となった西インド諸島系、アジア系(但し、中国系・東南アジア系は除く)移民の数は1980年時点では165万1000人に達し、それはイギリスの総人口のほぼ3%に匹敵する。このうち、アジア系が7割を占め、残りの3割が西インド諸島系である。また1982年時点ですでに、かれらの40%（西インド諸島系の54%，アジア系の38%）がイギリス生まれであり、さらに50%の者が15年以上の滞在年数をもっている（注44）。

次に世帯構造をみると、白人の平均世帯規模が2.6人であるのに対して、アジア系は4.6人、西インド諸島系は3.4人と、その平均世帯規模

は大きい(1982年)。第二回調査と比べて黒人世帯規模は年々縮小する傾向にあるが、にもかかわらずアジア系の世帯規模が依然として大きいことが注目されよう。これはアジア系世帯の平均子供数が多く、かつ「三世代家族」の割合が高いためである。他方、西インド諸島系世帯の大きな特徴は、「片親世帯」が多いことである。白人の片親世帯比率が3%，アジア系の片親世帯比率が4%と低いのに対して、西インド諸島系のそれは18%にも達している(1982年)。しかも多くの多くが母子世帯である。西インド諸島系移民は、子供ができても正式の婚姻関係を結ぶものが少なく、また同棲という形を採るものも少ないと。その結果、母子世帯が増える傾向にある。

黒人労働者はまた、イギリスの特定地域、すなわち雇用の集中するグレーター・ロンドンならびに西ミッドランドに偏って生活している。これら2つの地域に居住する白人の割合が20%にすぎないのに対して、黒人の50%が同地域に集中している(1982年)。しかも、かれらはロンドン、バーミンガム、マン彻スターというイギリスの三大都市のインナーシティ部に集中する傾向がある。これらの都市はいずれも深刻な住宅不足に直面しているために、黒人労働者はイギリスに入国した直後から住宅で大きなハンディキャップを背負うことになった。

(3) 黒人労働者の住宅問題

「住宅と雇用は人種関係の構造を決定する二大要因である」(Rex-Moore, 1967)といわれるよう、黒人労働者の社会的地位の変化を見る際に、「住宅」と「雇用」においてかれらがこの20年間に何を得、また何を失ったのかを子細に検討することが重要である。結論を先取り

すれば、かれらは「住宅」で多くのものを得、逆に「雇用」で多くのものを失った。

黒人労働者がイギリスに到着した当初、かれらはまず民間賃貸住宅市場で住まいを搜さなければならなかった。戦後イギリスでは本国の労働者階級のために公営住宅の建設が急ピッチで進められていたが、滞在期間の短いかれらにはその入居資格がなく、住宅の選択の幅は限られていた。そこでかれらは、衰退の進むインナーシティで老朽化した安価な民間賃貸住宅を借りて、異国での新生活を始めた。そのような賃貸住宅はもちろん設備も不十分で、また縁者が狭い住宅に寄り集まって生活していたために超過密状態にあった。1960年代に黒人労働者の住宅問題を調べた Rex-Moore (1967) は、この状況を捉えて、白人中産階級・白人労働者階級・黒人労働者階級との間で住宅所有形態別にいわゆる「住宅階級」(Housing Class) が形成され、それが新しい差別の根源になっていると報告した(注45)。

だが、1970年代に入ると、状況は徐々に変化していった。アジア系移民に先立ってイギリスにいち早く入国した西インド諸島系の移民たちは、この頃漸く公営住宅の入居資格に必要な滞在期間を満たし、続々と公営住宅へ入居するようになった。またアジア系移民は、白人の流出したインナーシティにおいて老朽化した民間分譲住宅を安い値段で手に入れ、持家に移り住むようになった。もちろんアジア系が持家に活路を見出したのは、かれらの滞在年数が短く、公営住宅に入居する資格がなかったからである。だが、理由はそれだけではない。先に述べたように、かれらは大家族を有していたため、白人労働者の標準世帯を基準にした公営住宅ではかれらのニーズを満たすことができなかつた。ま

表2 住宅所有形態の比較 (%)

| 住宅所有形態 | 白人 | 西インド諸島系 | アジア系 | | |
|--------|-------|---------|--------|-------|--------|
| | 1982年 | 1974年 | 1982年 | 1974年 | 1982年 |
| 持 家 | 59 | (50) | 41(44) | (76) | 72(74) |
| 公営賃貸住宅 | 30 | (26) | 46(44) | (4) | 19(18) |
| 民間賃貸住宅 | 9 | (24) | 6(12) | (19) | 6(8) |

資料出所: Brown (1984), Table 28, p. 96, Table 62, p. 126
より

注: カッコ内の数字は、第二回調査の対象地域同士を比較した数字である。

たアジア系はインナーシティに形成されたかれらのコミュニティを大切にし、家族・友人が郊外に離散することを望まなかった。1974年の第二回調査によれば、この時点で西インド諸島系の公営住宅入居率は26%に高まり、他方アジア系の持家率は76%に達している。さらに1982年の第三回調査では、この傾向は一段と強まり、西インド諸島系の公営住宅入居率は実に46%にまで上昇し、それは白人の公営住宅入居率を上回るまでになっている（表2）。また、アジア系はこの時点で公営住宅の入居資格を十分に満たすことができるようになったにもかかわらず、その持家率は72%と高い水準を維持し、白人の持家率を大きく引き離している。（表2）（注46）。

もちろん住宅所有形態だけで住宅水準が決まるわけではない。「住宅の種類」「建築年数」「1部屋を2人以上で共有する割合」「住宅設備」等、住宅水準を決めるいくつかの要因を考慮してはじめて、住宅水準を公平に評価することができる。そこで、これらの各指標について、人種間でどの程度の差があるのかをみておこう。まず、「住宅の種類」という点では、持家・公営住宅・民間賃貸の区別を問わず、「一戸建あるいは二戸一住宅」（detached or semi-detached houses）に住む白人の割合は54%と高く、他

方西インド諸島系は23%、アジア系は26%と低いことがわかる（1982年）（表3）。つまり、裏返せば、黒人はテラス・ハウスに代表される共同長屋住宅（とはいっても、わが国の民間木造アパートと比べれば、はるかに水準は高い）で生活する者の割合が高いことを意味している。また「建築年数」でみると、いずれの所有形態を問わず、イギリスの住宅は戦前に建てられた老朽住宅が多い。そして、持家・公営住宅ともに黒人世帯は白人よりも高い割合でそのような老朽住宅で生活している（表3）。さらに「1部屋を2人以上で共有する割合」も、白人世帯がわずか3%と低いのに対して、西インド諸島系で16%、アジア系で35%と高い割合になっている。特に、大家族が多いアジア系世帯で、公営住宅に入居した場合、そのような過密世帯が43%にも高まっていることが注目される（表3）。

表3 住宅水準 (%) (1982年)

| | 一戸建・ 二戸一住 宅で暮ら す割合 | 戦前に建 設された 住宅で暮 らす割合 | 1部屋を 2人以上 で共有す る割合 | バス・ト イレ・温 水の共同 利用率 |
|-----------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 全 体 | | | | |
| 白 人 | 54 | 50 | 3 | 5 |
| 西インド系 | 23 | 60 | 16 | 5 |
| ア ジ ア 系 | 26 | 74 | 35 | 7 |
| 持 家 | | | | |
| 白 人 | 67 | 56 | 2 | 3 |
| 西インド系 | 37 | 84 | 13 | 3 |
| ア ジ ア 系 | 29 | 81 | 33 | 5 |
| 公営住宅 | | | | |
| 白 人 | 39 | 27 | 5 | 3 |
| 西インド系 | 9 | 34 | 20 | 3 |
| ア ジ ア 系 | 11 | 35 | 43 | 7 |
| 民間賃貸住宅 | | | | |
| 白 人 | 33 | 87 | 2 | 27 |
| 西インド系 & アジア系 | 21 | 83 | 22 | 32 |

資料出所: Brown (1984), Table 35, p. 102 より

なお、バス・トイレ・温水の共同利用率からみた「住宅設備」という点では、人種間にそれほど大きな差はない（表3）。

以上の結果を総合すれば、住宅水準についての人種間の開きは依然として大きいといわざるをえない。しかしながら、1950年代・60年代に渡英した黒人労働者とその家族が、望むと望まないとにかくわらず、インナーシティの劣悪な民間賃貸住宅で生活を始めなければならなかったことを思えば、この20年間に黒人労働者の住宅水準は確実に向上了といえよう。

（4）黒人労働者の雇用・失業問題

人種関係の構造を決定づける第二の要因である雇用に注目してみたい。

第二次大戦後、イギリスは労働力不足を解消するために組織的に移民の導入を図った。まず1950年代にバスや鉄道などの公共輸送機関および国民保健サービス（NHS）がバルバドスから移民労働者を直接募集したのをきっかけにして、西インド諸島系の移民労働者の数が急増した（注47）。そして、1962年の移民法によって移民の無制限な流入に規制がかかるまで総勢23万2,000人にも及ぶ西インド諸島系移民がイギリスに渡った。また1962年の移民法制定以後は、国内の斜陽産業の労働力不足を補うためにインドやパキスタンからアジア系移民労働者がそれを上回る規模で押し寄せた。この結果イギリスでは、1960年代の末頃までに現在の黒人労働者の産業・職業分布がほぼ確定したといわれている。すなわち、西インド諸島系男子は運輸・通信の現業部門に、西インド諸島系女子は国民保健サービスの看護婦や付き添い婦に、さらにアジア系男子は繊維・鋳物・機械産業の不熟練肉体労働に、それぞれの生活の糧を得た。

1982年の第三回調査でみても、黒人労働者のこの産業・職業分布に大きな変化はない。アジア系男子は繊維・鋳物・機械産業を中心に製造業に従事する割合が高く（57%）、西インド諸島系男子は運輸・通信部門を中心にサービス部門に集中している（45%）（表4）。また西インド諸島系女子は、国民保健サービスで看護婦や付き添い婦として働く者が多いためにサービス部門で大きなシェアを占めている（72%）（表4）。なお、1970年代にイスラム教徒を除いてアジア系女子の職場進出が進んだ。だが、彼女らの約半数（44%）は製造中に集中し、白人や西インド諸島系の女子と比べると、サービス部門への進出が遅れている（表4）。また、職業別にみると、黒人男子労働者は圧倒的にマニュアルワーカーが多く、その比率は西インド諸島系男子で83%，アジア系男子で73%にものぼっている（白人男子の同比率は58%）（表5）。さらに未熟練・半熟練のマニュアルワーカーは、西インド諸島系

表4 産業分布（%）（1982年）

| 産業部門 | 白人 | | 西インド諸島系 | | アジア系 | |
|------------|----|----|---------|----|------|----|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 鉱業・化学・金属産業 | 9 | — | 4 | — | 7 | — |
| 機械産業 | 15 | — | 9 | — | 13 | — |
| 車両・造船業 | 5 | — | 12 | — | 11 | — |
| 繊維・服飾・皮革産業 | 2 | 4 | 3 | 4 | 13 | 21 |
| その他製造業 | 10 | — | 14 | — | 14 | — |
| 製造業・鉱業計 | 41 | 21 | 41 | 20 | 57 | 44 |
| 建設業 | 8 | — | 7 | — | 3 | — |
| 運輸・通信業 | 10 | 4 | 24 | 6 | 12 | 2 |
| 流通業 | 8 | 17 | 6 | 8 | 6 | 14 |
| 専門・科学業 | — | 25 | — | 41 | — | 16 |
| その他サービス | 23 | — | 14 | — | 17 | — |
| 全サービス部門計 | 41 | 70 | 45 | 72 | 35 | 41 |
| 行政・防衛 | 7 | 6 | 3 | 6 | 2 | 8 |

資料出所：Brown (1984), Table 96, 97, pp. 202~203 より

表5 職業レベル（男子）（%）（1982年）

| 職業 レベル | 白人 | 西インド 諸島系 | アジア 系 |
|-------------|----|-------------|----------|
| 専門・経営・管理 | 19 | 5 | 13 |
| その他のノンマニュアル | 23 | 10 | 13 |
| 熟練マニュアル・職長 | 42 | 48 | 33 |
| 半熟練マニュアル | 13 | 26 | 34 |
| 未熟練マニュアル | 3 | 9 | 6 |

資料出所：Brown (1984), Table 91, p. 197 より

男子が35%，アジア系男子40%といずれも高い率を示し、白人男子の16%を大きく上回っている（表5）。逆にノンマニュアルワーカーの比率は、西インド諸島系男子が15%，アジア系男子が26%と少なく、他方白人男子の比率は42%にも達している（表5）。このことから職業レベルの人種間格差はかなり大きいことがわかる（注48）。

とはいっても、黒人労働者の職業レベルがこの間まったく変化しなかったわけではない。1974年の第二回調査と比較すれば、マニュアルワーカーとして働く者は、西インド諸島系男子で91%から82%に、アジア系男子で81%から72%に減少している（表6）。また逆に、「専門・管理職」に従事する者は、西インド諸島系男子で2%から7%に、アジア系男子で7%から14%に増加している（表6）。従って、多少であれ黒人労働者の職業上の地位は改善されたといえよう。しかしながら、この職業レベルの向上は、そのような統計には決して現れないもうひとつの問題を含んでいた。すなわち、それは低い地位の職業に就く黒人労働者がこの8年間に大量に失業したことであった（注49）。

イギリスでは、失業率が上昇する際に、黒人労働者の失業率が白人の失業率を上回る速さで上昇する傾向がある（注50）。第三回調査が行われた1982年に全国で300万人を超える失業者が

表6 職業レベルの比較（男子）（%）

| | 白人 | | 西インド 諸島系 | | アジア 系 | |
|------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 1974 年 | 1982 年 | 1974 年 | 1982 年 | 1974 年 | 1982 年 |
| 専門・経営・管理 | 23 | 22 | 2 | 7 | 7 | 14 |
| その他ノンマニュアル | 17 | 20 | 6 | 9 | 11 | 12 |
| 熟練マニュアル・職長 | 42 | 44 | 59 | 48 | 40 | 36 |
| 半熟練マニュアル | 12 | 11 | 23 | 23 | 30 | 31 |
| 未熟練マニュアル | 6 | 3 | 9 | 11 | 11 | 5 |

資料出所：Brown (1984), Table 120, p. 223 より

表7 失業率（男子）（%）（1982年）

| | 白人 | 西インド 諸島系 | アジア系 |
|--------|----|-------------|------|
| 全 体 | 13 | 25 | 20 |
| 16～19歳 | 30 | 46 | 35 |
| 20～24歳 | 22 | 42 | 26 |
| 25～34歳 | 15 | 17 | 17 |
| 35～44歳 | 5 | 15 | 17 |
| 45～54歳 | 7 | 16 | 22 |
| 55～64歳 | 13 | 26 | 26 |

資料出所：Brown (1984), Table 83, 84, pp. 189～190 より

おり、失業率は実に13%に達している（注51）。そしてこの時点で、西インド諸島系の男子失業率は25%に、アジア系の男子失業率は20%にまで高まっている（表7）。なかでも深刻なのは黒人若年労働者の失業問題である。例えば、16～19歳層において西インド諸島系の男子失業率は46%に、アジア系の男子失業率は35%に達している（表7）。

イギリスにおいて黒人失業率が高まった理由はいくつか考えられる。第一の理由は、黒人労働者が衰退する製造業に集中していることである。なかでも、アジア系は繊維・鉄物・機械産業で働く者が多く、これらの製造業は最近の経済不況によって大きな打撃を被った（注52）。また第二の理由として、黒人労働者に不熟練肉体労働者が多く、そのような不熟練労働者は不況の際に真先に解雇されやすいことを挙げることができる（注53）。第三に、黒人労働者の年齢構

成は白人よりも若く、若年労働者は失業しやすいために、黒人失業率が全体として高水準になることも無視できない。しかしながら、教育資格からみれば、イギリスの黒人労働者は白人労働者よりも学歴が高く、しかも黒人はそのような学歴の如何を問わず白人に比べて失業率が高いという歴然とした事実がある（注54）。

そこで、第四に、「採用における人種差別」が黒人失業の主因であるとする見方が、最近とみに有力になりつつある。とはいっても、それは「膚の色」を理由に黒人が公然と採用を拒否されるといった単純な議論ではない。そうではなくて、それは黒人労働者が失業時にいかなる求職方法を用い、また使用者が欠員を補充する際にいかなる求人方法を利用するかに着目したものである。例えば、黒人スクールリーバーの求職方法を追跡調査した Dex (1979) は、黒人若年労働者が人種差別によって職業安定所を通じた求職活動に一旦失敗すると、自分の親兄弟・親戚・友人のネットワークを使って求職活動を行う傾向があることを明らかにしている。またイギリスの使用者は欠員を補充する際に、新聞の求人広告や職業安定所に頼らず、自社従業員の「口込み」情報を利用する傾向があるという。その結果、黒人若年労働者はたとえ就職できたとしても、移民第一世代が就く地位の低い職業を受け継ぐことになる。こうした職種は、訓練・昇進のチャンスはおろか昇給の機会にも乏しい。従って、イギリスに生まれ、イギリスの教育を受けて期待水準が高まっている移民の第二世代は、他に高賃金の仕事が期待できればたまらわず転職する。そして、そのように転職を繰り返すことで、かれらの失業率は高まっていく（注55）。

Jenkins et al. (1983, 1985, 1988) は、イ

ギリスの使用者が経済不況に直面して欠員の補充にますます自社従業員の「口込み」情報を利用する傾向があることを明らかにしている。不況期に内部労働市場を通じた求人方法が頻繁に利用される理由は、整理解雇を行う企業が増えているからであり、そのような企業では整理解雇した元従業員あるいはその親族から欠員を補充するよう労働組合から強い圧力が働くからである（注56）。また、巷に失業者が溢れている状況のもとで、求人を新聞広告や職業安定所に出せば、少ない欠員をめぐって求職者が殺到しよう。そこで、事務上の手続きの煩雑さを最小限に抑えるためにも、内部労働市場による「口込み」情報が利用される。そして、このような求人方法の変化は、黒人労働者、特に黒人若年労働者に重大な影響を与えたと彼は述べている。すなわち、「口込み」による求人はもともと非公式の採用方法なので、学歴・学業成績・職業資格などの客観的な基準が軽視されがちである。むしろ、かれらが「職場に馴染むか」あるいは「既存の従業員に受け入れられるか」という人事担当者の主観的な判断が優先されやすい（注57）。イギリスでは職場レベルで白人労働者の人種的偏見はいまも根強く残っており、また不況下で職場の労働組合も黒人労働者を新しく受け入れることには消極的である（注58）。従って、白人の人事担当者は、事態をこれ以上悪化させないためにも、黒人労働者の採用をためらう傾向がある。

黒人失業の原因には、この他に黒人労働者が抱える文化的な問題、例えば、言語上のハンディキャップや生活習慣の違いも関係している（注59）。だが、最大の原因は、何といっても、イギリスの職業構造の中でかれらに低い地位の仕事しか提供されず、そのような就業機会の不

平等が第二世代にまで及んでいることがある。その意味で、イギリスの黒人労働者はこの20年間に「雇用」で得たものは少なく、むしろ失業によって多くのものを失ったとさえいえる（注60）。

5. おわりに

西ヨーロッパ諸国の経験からわれわれが学ぶものとは何であろうか？ 以上で述べた論点を要約しながら、教訓とすべきいくつかの点を列举しておきたい。

(a) 冒頭で私は、外国人労働者問題をめぐるわが国での議論が当面の利害得失を論じることに終始しており、長期的な視点を欠いていると述べた。だが、戦後膨大な数にのぼる移民労働者を受け入れてきた西ヨーロッパ諸国においてさえ、最初の動機はそのような経済的なものであった。Kindleberger (1967) は、戦後のヨーロッパの経済発展に果たした移民の役割を見事に描き出し、また移民が途上国の経済発展に貢献する可能性を示唆している。しかしながら、かれらの定住が進むにつれて、西ヨーロッパ諸国は難題に直面した。それは、雇用・住宅・教育のあらゆる分野において移民労働者が西ヨーロッパ社会の「最底辺」を形成するようになったことである (Castles-Kosack, 1973)。さらに、かれらは自分たちの置かれた状況をおとなしく受け入れる「声なき民」であったわけではない。いやそれどころか、その政治的な発言力を徐々に蓄えて、いまやヨーロッパ社会の将来を左右する重要な勢力のひとつにまで成長しつつある (Miller, 1981), (Piore, 1979)。

(b) 西ヨーロッパ諸国が1970年代中盤以降に、移民労働者の無制限な流入に規制を加え、かれ

らに対する社会的統合策を開始した最大の理由は、このような移民労働者問題への認識の変化が関係していた。だが、個々の国をみれば、その対応はまちまちである。ある国は植民地との歴史的なつながりによって、またある国は労働市場への混乱をできるだけ避けるという見地に立って、移民に参政権を含む社会的権利を保障している。逆に、戦後一貫して「ゲストワーカー政策」を続けてきた国では、移民労働者に対する積極的な対策が遅れ、問題は紛糾している。わが国では、ともすれば後者の国々だけを念頭に置いて、「開国派」であれ「鎖国派」であれ、外国人労働者問題を一律に論じる嫌いがある。しかしながら、このような歴史的経緯や政治経済構造の違いを無視してこの問題を語ることはできない。

(c) 最後に、戦後20年以上にわたって移民労働者に対する社会的統合策を実施してきたイギリスを取り上げた。そして、その社会的統合策がどの分野で成功し、どの分野で失敗しているのかを明らかにした。イギリスの黒人移民労働者は、過去の歴史的経緯によってイギリスの市民権をもち、かれらの多くはすでに定住している。そのため、かれらは「住宅」で多くのものを手に入れた。だが、経済不況はかれらを真先に失業に追い込んだために、かれらは「雇用」で多くのものを失うことになった。イギリスの経験がわれわれに与える教訓は、一旦移民労働者を受け入れれば、その社会的統合に10年、20年単位では測れない長い期間を要するということである。また雇用問題は、たとえ移民労働者に完全な市民権が保障されようとなかなか解決することが難しいということである。その意味で、外国人労働者を受け入れるかどうかは、われわれにとって、子々孫々にまで影響を及ぼ

すにちがいない歴史的な選択であるといえよう。

注

- 41) この他にイギリスでは、1875年から1914年にかけて東欧系・ロシア系のユダヤ人移民の流入があった。また第二次大戦直後には、労働力不足を補うために50万人にも及ぶ「ヨーロッパ志願労働者」が導入されている。「ヨーロッパ志願労働者」については、富岡（1988），第5章，参照。
- 42) 黒人移民労働者と白人との衝突は1950年代の末からすでに発生しているが（例えば、1958年のノッティンガム事件ならびにウエスト・ロンドン事件），それが本格化するのは、移民の定住化傾向が強まった1960年代以降のことである。例えば、1966年にネオ・ファシズム運動のひとつである国民戦線（National Front）が結成され、また大衆の反移民感情を背景に保守党右派のリーダーであるE・パウエルが1968年に「白英主義」を唱える演説を各地で行っている。梶田（1986），p.121，参照。
- 43) 1976年の人種関係法のもとで、人種平等委員会（Commission for Racial Equality）が新設され、差別を受けた当事者を救済するために、公式調査権（例えば、自治体の公営住宅政策、教師研修カリッジ・カリキュラム、政府の入管政策への介入調査）を含む広汎な裁量権がCREに与えられた。また1976年法は、地方自治体が差別を排除し、人種間の友好関係を促進するように義務づけている（同法71条）。詳しくは、石田（1985），参照。だが、人種関係法による人種差別禁止政策は、当事者中心・裁判中心主義を採っているため、民間企業でかれらの就業機会を拡大するのにそれほど効果が期待できない、とする声も強い。例えば、Lustgarten（1987）は人種関係法による「立法アプローチ」の限界をそのように指摘して、イギリスでもアメリカで行われているような「行政アプローチ」（政府との取引がある民間企業に対してアファーマティブ・アクションを強制する政策）を探る必要があると述べている。
- 44) また西インド諸島系移民とアジア系移民は入国時期が異なるため、前者の年齢階層のピークが45～54歳層と16～24歳層にあるのに対して、後者の年齢階層のピークは25～34歳層にあるという違いもみとめられる。さらに西インド諸島系移民の男子比率が47%と低いのに対して、アジア系移民のそれは56%と男子が女子の数を上回っている。Brown（1984），Table 6, 7, pp. 28～29，参照。
- 45) Rex-Moore（1976）は、イギリスの住宅を「一戸建持家住宅」「公営賃貸住宅」「民間賃貸住宅」「持家ロッジング・ハウス」「賃貸ロッジング・ハウス」に分類し、黒人移民労働者が後二者の住宅に集中していることを明らかにしている。
- 46) だが白人の持家率が職業レベルが高まるにつれて上昇するのに対して、黒人労働者の場合、持家率と職業レベルとの間にそのような比例関係はない。詳しくは、Brown（1984），Table 33, p. 100，参照。
- 47) この時期西インド諸島系の移民が増加した背景には、アメリカが1952年にマッカラン＝ウォルター法を制定し、かれらの入国を厳しく規制したこととも関係している。詳しくは、崎山（1985），pp. 285～288，参照。
- 48) 但し、白人女子は「未熟練職種」にパートタイマーとして働く者が多いため、全体としてみれば、黒人女子が職業レベルで白人女子を上回る傾向がある。詳しくは、Brown（1984），Table 92, p. 198，参照。
- 49) 労働市場に新たに参入する黒人若年労働者の職業レベルは次第に上昇する方向にある。だが、それとて低い地位の職業に就く機会がこの間に大きく減少したことが関係しているのかもしれない、とBrownは述べている。Brown（1984），pp. 177～178，参照。
- 50) 黒人労働者がイギリスに殺到した1960年代初頭にも、黒人と白人との間で失業率に大きな開きがあった。だが、その差は1960年代の経済成長期を迎えて急速に縮まった。そして、1970年代はじめまでに失業率の人種間格差はほとんど消滅するかにみえた。ところが、1970年代後半以後の経済不況でそれは再び拡大している。失業率の人種間格差の時系列的変化については、Smith（1981），pp. 3～5，参照。
- 51) 1982年10月よりイギリスでは「失業者」の定義が「職業安定所への求職登録者」から「失業給付事務所に失業給付（失業保険・補足給付）を申請する者あるいは国民保険料の免除申請を行う者」に変わっている。第三回調査は1982年の上半期に実施されたため、ここでの数字はこの改正以前の

- 定義に従っている。
- 52) 「黒人労働者が製造業に集中していることが、かれらの失業率を高める原因である」とするこの見解に対して、Smith (1981) は「就業人口比と失業人口比はイギリスのほとんどの産業でほぼ一致している」と批判している。だが、Rhodes-Braham (1987) は、「イギリスの製造業がこの間にその生産拠点を海外に移し、製造業の雇用シェアが著しく低下した事実を Smith は見落としている」として、これに反批判を加えている。詳しくは、Smith (1981), pp. 34~35, Rhodes-Braham (1987), pp. 204~206, 参照。
- 53) Brown (1984) は、もし白人と黒人の職業分布が等しい場合に、白人の失業率がどの程度に達するかを計算している。それによると、例えば、アジア系男子の職業分布と等しい場合に白人男子の失業率は17%に上昇し、また西インド諸島系男子の職業分布と等しければ、それは19%にまで高まるはずだという。Brown (1984), p. 154, 参照。
- 54) 黒人労働者の平均年齢は白人労働者よりも若いために、学歴は黒人労働者の方が全体として高くなる傾向がある。Brown (1984), Table 73, p. 144, 参照。また現在就学中の者を比較しても、黒人は男女を問わず白人よりも高校進学率が高い。Brown (1984), Table 78, p. 149, 参照。にもかかわらず、黒人は教育・職業資格のあるなしにかかわらず失業者となる危険性が高く、逆に白人はそのような資格のない者にだけ失業者が集中する傾向がある。Smith (1981), Table 2-8, p. 17, 参照。
- 55) 黒人労働者の第二世代は第一世代に比べて権利意識が強く、従って「将来性のない仕事」(dead-end jobs, shit works) に長く定着することはない。「移民労働者の滞在期間が長期化すると、かれらは『経済人』としてではなく『社会人』として行動し、職業からそれなりの社会的地位を期待する」という Piore (1979) の指摘が、ここで改めて想起されよう。その意味で、イギリスの黒人若年労働者はアメリカの黒人労働者に少しずつ近づいているといえる。アメリカの黒人失業の構造については、Feldstein (1973), 参照。また「移民第一世代が従事する職業を第二世代が引き継がざるをえない」とすれば、イギリスの労働市場はますます「デュアリズム」への傾向を強めているともいえる。イギリスにおける労働市場の二重構造については、Bosanquet=Doeringer (1973), Standing (1986), Goldthorpe (1984), 参照。
- 56) また技術革新が急速に進む中で、企業は職務配分の弾力化を図るために雇用保障を強化する必要があり、求人にあたってますます「内部労働市場」を重視せざるをえない方向にある。Jenkins, et al. (1983), p. 264, 参照。
- 57) 採用に当たって企業が選考基準とするものは、学歴・学業成績・職業資格などの客観的な基準に加えて、求職者が職場に馴染むかどうかを測る「受容可能性」(acceptability) である。後者は通常「外見」「マナー・態度」「就労意欲」「職歴」「年齢や婚姻上のステータス」「会話能力」「推薦者の有無」「周囲との折り合い」等から判断される。だが、白人の人事担当者は、白人男子（例えば、子供2人を有する既婚男子）を基準にこの「受容可能性」を判定する嫌いがあり、「西インド諸島系の労働者は怠け者である」とか「アジア系の労働者は排他的で仲間に混じらない」といった先入観に基づいて、かれらの採用を拒否するケースが多い。詳しくは、Jenkins (1985), 参照。
- 58) TUC をはじめとする労働組合運動のトップは、1970年代に入って「反人種差別」を運動方針のひとつに掲げている。だが、イギリスの職場の労働組合は相変わらず黒人労働者を「賃金相場を崩す者」あるいは「スト破りの輩」とみなす傾向がある。詳しくは、Wrench (1987), 富岡(1988), 第8章, 参照。だが、イギリスでも黒人労働者の組織率は白人労働者よりも高い（1982年時点では、西インド諸島系男子が64%, アジア系男子が59%であるのに対して、白人男子は57%である）。Brown (1984), Table 115, p. 217, 参照。
- 59) アジア系女子、なかでもパキスタン・バングラディッシュ系女子の英語力は低く、その70%以上は日常生活での意思疎通にも事欠くといわれている。従って、彼女らは求職活動で大きな障害があり、たとえ就職できたとしても製造業の不熟練職種で夜勤に従事するしかない。Brown (1984), pp. 128~131, 参照。また、アジア系は母国へ一時帰郷する者が多く、それが失業原因のひとつになっている。Smith (1981), pp. 70~71, 参照。
- 60) 失業に対するひとつの自衛策として、アジア系の移民労働者の間で自営業を営む者が増えつつある。1970年代にアジア系の自営率は7%前後の水

道で推移してきたが、1982年時点ではそれは18%にまで高まり、白人の自営率(14%)をも上回るようになつた。かれらが営む自営業は小売業・飲食業が主なものであるが、ロンドンなどの大都市では奇抜なアイデアとノウハウを活かして服飾産業に進出するケースもある。またこれは小売業についていえることであるが、アジア系の自営率はアジア系移民が集中する地域で高まる傾向があり、かれらが自分たちのコミュニティの成員を顧客とし、かつそこで得られる豊富な安い労働力を利用している様子が窺える。詳しくは、Ward(1985), Waldinger=Ward=Aldrich(1985), 参照。

参考文献

- 1) Bell, Daniel (1975), "Ethnicity and Social Change," in Nathan Glazer, and Daniel P. Moynihan, (eds.), *Ethnicity: Theory and Experience*, (Harvard University Press, Cambridge), 内山秀夫訳『民族とアイデンティティー』(三嶺書房, 1984年), pp. 191~235, 所収
- 2) Bosanquet, N. and P. B. Doeringer (1973), "Is There A Dual Labour Market in Great Britain?", in *Economic Journal*, Vol. 83, June, pp. 421~435.
- 3) Brown, Colin (1984), *Black and White Britain: The Third PSI Survey*, (Policy Studies Institute, London)
- 4) Castles, Stephen, and Godula Kosack (1973), *Immigrant Workers and Class Structure in Western Europe*, (Oxford University Press, Oxford)
- 5) Daniel, W. W. (1968), *Racial Discrimination in England*, (Penguin, London)
- 6) Dex, Shirley (1979), "A Note on Discrimination in Employment and its Effects on Black Youths," in *Journal of Social Policy*, Vol. 8, Part 3, pp. 357~369.
- 7) Edye, Dave (1987), *Immigrant Labour and Government Policy*, (Gower, Hampshire)
- 8) Entzinger, Han B., (1985), "The Netherlands," in Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy: A Comparative Study*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 3, pp. 50~88.
- 9) Esser, Hartmut and Hermann Korte (1985), "Federal Republic of Germany," in Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy: A Comparative Study*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 6, pp. 165~205.
- 10) Feldstein, Martin (1973), "The Economics of the New Unemployment," in *Public Interest*, No. 33, Fall, pp. 3~42.
- 11) Goldthorpe, John H., (1984), "The End of Convergence: Corporatist and Dualist Tendencies in Modern Western Societies," in John H. Goldthorpe (ed.) *Order and Conflict in Contemporary Capitalism: Studies in the Political Economy of Western European Nations*, (Clarendon Press, Oxford), chap. 13, pp. 315~343. 稲上毅・下平好博・武川正吾・平岡公一訳『収斂の終焉—現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』第1章(稻上毅訳), pp. 3~45, 所収
- 12) Hammar, Tomas (1985), "Sweden", in Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy: A Comparative Study*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 2, pp. 17~49.
- 13) 林瑞枝(1938)『フランスの異邦人—移民・難民・少数者の苦悩』(中公新書)
- 14) 広瀬真理子(1988)「オランダの社会福祉行政の事情—福祉における政府と民間の関係」『週刊社会保障』Vol. 42, No. 1511, pp. 22~25.
- 15) 稲上毅(1989)『転換期の労働世界』(有信堂)
- 16) 石田玲子(1985)「イギリスの人種差別への挑戦—1976年人種関係法と自発的組織の伝統」磯村英一編『現代世界の差別問題』(明石書店)第二部, II, pp. 181~226.
- 17) 石川好(1988)「人間不在の開国論」『Voice』1988年2月号, pp. 172~186.
- 18) Jenkins, Richard, Alan Bryman, Janet Ford, Teresa Keil, Alan Beardsworth (1983), "Information in the Labour Market: The Impact of Recession". in *Sociology*, Vol. 17, No. 2, pp. 260~267.
- 19) Jenkins, Richard (1985), "Black Workers in the Labour Market: the Price of Recession," in Bryan Roberts, Ruth Finnegan, Duncan Gallie (eds.), *New Approaches to Economic Life*, (Manchester University Press, Manchester), pp. 169~183.
- 20) Jenkins, Richard (1988), "Discrimination and Equal Opportunity in Employment: Ethnicity and 'Race' in the United Kingdom," in Duncan

- Gallie (ed.), *Employment in Britain*, (Basil Blackwell, Oxford), chap. 11, pp. 310～343.
- 21) 梶田孝道 (1986) 「移民労働者と社会政策—国家類型と移民問題との関連をめぐって」『季刊社会保障研究』 Vol. 22, No. 2, Autumn, pp. 118～134.
- 22) 梶田孝道 (1988) 「外国人過剰問題と西ヨーロッパ」日本国際政治学会編『国際社会における人間の移動』 pp. 14～41.
- 23) Kindleberger, Charles P., (1967), *Europe's Post-war Growth: The Role of Labor Supply*, (Harvard University Press, Cambridge)
- 24) 小池和男 (1988) 「ヒトの開拓は慎重に」『Voice』1988年5月号, pp. 114～125.
- 25) Lustgarten, Laurence (1987), "Racial Inequality and the Limits of Law," in Richard Jenkins, and John Solomos, (eds.), *Racism and Equal Opportunity Policies in the 1980s*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 2, pp. 14～29.
- 26) Miller, Mark J., (1981), *Foreign Workers in Western Europe: An Emerging Political Force*, (Praeger, New York)
- 27) 森 広正 (1986) 『現代資本主義と外国人労働者』(大月書店)
- 28) Newnham, Anne (1986), *Employment, Unemployment and Black People*, (Runnymede Trust)
- 29) 西尾幹二 (1988) 『戦略的「鎖国」論』(講談社)
- 30) OECD (1963), *Labour Market Policy in Sweden*, (OECD, Paris)
- 31) OECD (1978), *Migration, Growth, and Development*, (OECD, Paris)
- 32) 岡沢憲美 (1988 a) 「地球選挙権へ向けて—在外外国人への選挙権付与」『UP』1988年7月号, No. 189, pp. 8～12.
- 33) 岡沢憲美 (1988 b) 『スウェーデン現代政治』(東京大学出版会)
- 34) Piore, Michael J., (1979), *Birds of Passage: Migrant Labor and Industrial Societies*, (Cambridge University Press, Cambridge)
- 35) Piore, Michael J., (1986), "The Shifting Grounds for Immigration," in *Annals*, No. 485, May, pp. 23～33.
- 36) Rex, John, and Robert Moore (1967), *Race, Community, and Conflict: A Study of Sparkbrook*, (Oxford University Press, Oxford)
- 37) Rhodes, Ed, and Peter Braham (1987), "Equal Opportunity in the Context of High Levels of Unemployment," in Richard Jenkins, and John Solomos, (eds.), *Racism and Equal Opportunity Policies in the 1980s*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 11, pp. 189～220.
- 38) 労働省職業安定局編 (1988) 『今後における外国人労働者受け入れの方向—外国人労働者問題研究会報告』(労務行政研究所)
- 39) 崎山耕作 (1985) 「ロンドンの移民労働者—その分布と集中」大阪市立大学経済研究所編『世界の大都市 I ロンドン』(東京大学出版会) 第8章, pp. 282～310.
- 40) Sassen, Saskia, (1988), *The Mobility of Labor and Capital: A Study in International Investment and Labor Flow*, (Cambridge University Press, New York)
- 41) 下平好博 (1987 a) 「失業保険と労働市場政策」社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』(東京大学出版会) 第8章, pp. 157～184.
- 42) 下平好博 (1987 b) 「失業保険と労働市場政策」社会保障研究所編『イギリスの社会保障』(東京大学出版会) 第4章, pp. 103～126.
- 43) 下平好博 (1988) 「福祉国家と労働市場政策—スウェーデンとイギリスの比較分析」社会保障研究所編『社会政策の社会学』(東京大学出版会) 第8章, pp. 159～189.
- 44) Smith, David J., (1981), *Unemployment and Racial Minorities*, (Policy Studies Institute, London)
- 45) Smith, David J., (1977), *Racial Disadvantage in Britain*, (Penguin, London)
- 46) Standing, Guy (1986), *Unemployment and Labour Market Flexibility: The United Kingdom*, (ILO, Geneva)
- 47) 富岡次郎 (1988) 『現代イギリスの移民労働者—イギリス資本主義と人種差別』(明石書店)
- 48) 富岡次郎 (1985) 「現代イギリスにおける人種問題」磯村英一編『現代世界の差別問題』(明石書店) 第二部, I, pp. 129～179.
- 49) Verbunt, Gilles (1985), "France," in Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy: A Comparative Study*, (Cambridge University Press,

- London), chap. 5, pp. 127~164.
- 50) Waldinger, Roger, Robin Ward, Howard Aldrich (1985), "Ethnic Business and Occupational Mobility in Advanced Societies," in *Sociology*, Vol. 19, No. 4, pp. 586~597.
- 51) Ward, Robin (1985), "Minority Settlement and the Local Economy," in Bryan Roberts, Ruth Finnegan, Duncan Gallie (eds.), *New Approaches to Economic Life*, (Manchester University Press, Manchester), pp. 198~211.
- 52) Wrench, John (1987), "Unequal Comrades: Trade Unions, Equal Opportunity and Racism," in Richard Jenkins, and John Solomos, (eds.), *Racism and Equal Opportunity in the 1980s*, (Cambridge University Press, Cambridge) chap. 10, pp. 160~186.

(しもだいじ よしひろ)